

2025（令和7）年度
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（後期）
試験科目：刑事法（刑法）

【設問】

以下の【事例】に記載された事実が真実であることを前提にして、X及びYの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

【事例】

- 1 X（男性・30歳・身長180センチメートル・体重85キログラム）とY（女性・28歳・身長160センチメートル・体重55キログラム）は夫婦であり、S市のマンションの一室で2人の間の子供であるV（男性・3歳）と3人で暮らしていた。Xは短気で粗暴な性格であったため、VがXになつかなかったことから、XはしばしばVに対して、暴行等の虐待を加えていたが、その程度は、さほど強いものではなかった。
- 2 2022年10月15日午後11時頃、XはYから頼まれて、寝室でVを寝かしつけようとしたが、Vがなかなか就寝しなかったために立腹し、Vを抱きかかえて寝室を出ると、台所の脇を通って、洗面所兼脱衣場（以下「本件現場」という。）に入り、その扉を閉めて、同所において、Vに対し、右手でその頭部を数回平手で叩いた（以下「第1暴行」という。）。叩かれたVがXに対して、「パパ嫌い。」と言ったため、逆上したXは、Vの頭部を掴み、強く壁に打ち付けた（以下「第2暴行」という。）。第2暴行の結果、Vは頭部に傷害（以下「本件傷害」という。）を負い、動かなくなったため、XはVを抱きかかえて寝室に連れて行き、同室の布団の上に寝かせた。なお、Xは、第1暴行の時点ではVに対する軽い怒りの感情しかなかったが、第2暴行の時点では逆上しており、第2暴行の結果、Vが死亡するかもしれないが、そうなるにもかかわらずという心情に至っていた。Vは、翌16日午前6時頃、本件傷害が原因となって死亡した。
- 3 2022年10月15日午後11時頃、台所で食器等を洗っていたYは、XがVを抱きかかえて本件現場の方に向かっているのを目撃した。Yは、「Xが眠らないVに腹を立て、Vに対して暴行を加えようとしているのだ。」と思ったが、以前、XがVに対して暴行を加えるのを止めようとした際、Xに殴られたことがあったため、Xが本件現場に入ることを見守った。その際、Yは、これまでの経験から、「XはVに暴行を加えるだろうが、Vが大怪我をするほどの強い暴行を加えることはないだろう。」と思っていた。また、YはVの子育てに疲れてもいたため、VがXの暴行によって、両親の言うことを聞くようになれば、子育てが楽になるとも思っていた。Yが台所で食器洗いをしていて、本件現場の方向から物音等がしたため、YはXがVに対して暴行を加えていることを認識したが、その後も、XのVに対する暴行をやめさせるための行為は一切行わなかった。なお、Xは、以前、XがVに対して暴行を加えたとき、Yに制止されたことがあったため、本件現場に入った際、「Vに対して暴行を加えれば、Yが止めに来るだろう。そうなら面倒だな。」と思ったが、実際には、Yが暴行を制止するために本件現場に来ることはなかったため、感情のままにVに対する暴行を加えることになった。
- 4 2022年10月15日午後11時40分頃、寝ようと思い、寝室に入ったYは、すでに眠っていたXの隣で、Vが布団の上で横になっているのを認識した。Yは「Vも眠ったようだ。大した怪我をしなくてよかった。」と思い、自身もそのまま眠った。
- 5 2022年10月16日午前9時頃、目覚めたXとYは、Vが上記布団の上で死亡していることを確認した。犯行の発覚を恐れたXが、Yに対し、H川の河原の地面に穴を掘り、Vの死体をそこに埋めることを提案したところ、Yが賛同したので、同日午後11時30分頃、XとYはH川の河原に赴き、2人で共同して同所に穴を掘り、Vの死体をそこに埋めた。

以上